

空き家をリフォーム + 売却・賃貸借等で

最大 30万円

(補助額は工事費の1/3)

補助します！

令和4年度版

【日上市空き家利活用リフォーム補助金のご案内】 次のいずれかを満たす工事が対象です。

① 空き家を **リフォーム後に売却又は賃貸した場合**

② 空き家を **取得又は賃借後にリフォームした場合**
(※ただし、相続による取得を除く。)

③ 空き家を **リフォームし地域の活性化のための**

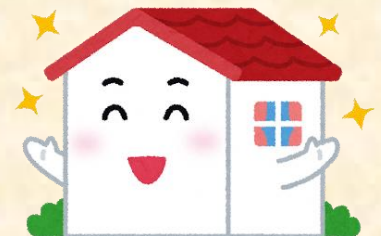
「まちづくりの活動拠点として利用した場合 (要事前相談)

対象となる主な要件

補助対象空き家

※全てを満たす建物が対象です。

- ① 戸建住宅又は併用住宅
- ② 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認）の建物又は耐震改修工事を行った上部構造評点が1.0以上の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の建物
- ③ 1年以上誰も住んでいない又は所有者等が亡くなった後誰も住んでいない建物
- ④ 居住部分の床面積が50㎡以上



補助対象者

※①か②を満たし、③に該当する方が対象です。

- ① 補助対象空き家の所有者又は相続人
- ② 補助対象空き家を取得又は賃借するかた
- ③ 市税等を滞納していないかた

補助対象工事

※全てを満たす令和2年4月1日以降のリフォーム工事請負契約が対象です。

- ① リフォームに要する費用（注）が50万円以上であること
- ② 市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること

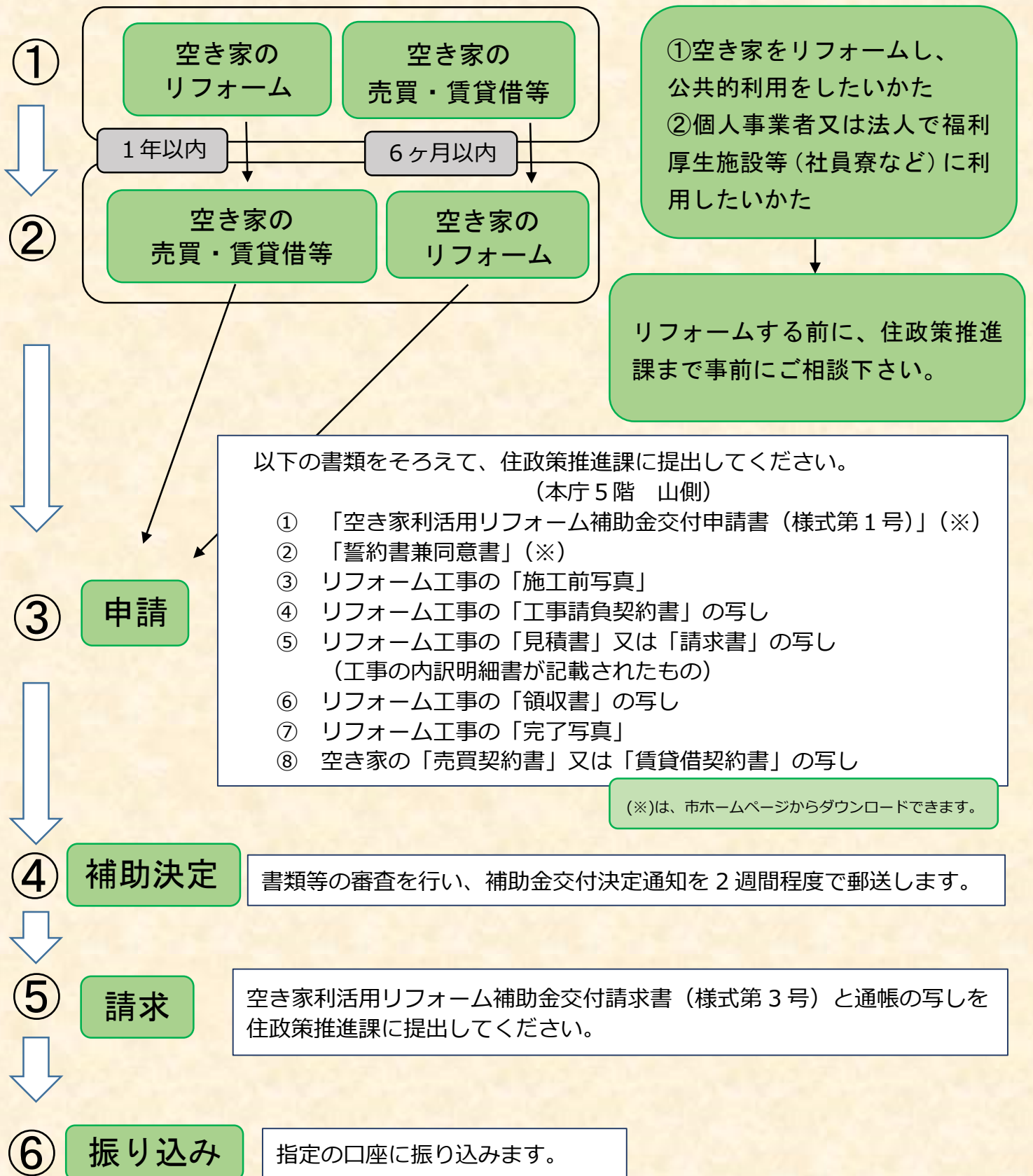
(注) リフォームに要する費用のうち、以下のものを除きます。

- ・倉庫、車庫及び外構の工事に係る経費
- ・備品購入費
- ・災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費 等

※正当な理由なく住宅を売却等した場合は、補助金の返還をしていただく場合があります。

手続の流れ・必要な書類は裏面をご覧ください。

手続の流れ・必要な書類



不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお願いいたします。

【問合せ先】 日立市 都市建設部 住政策推進課（本庁5階 山側）
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線 247 又は 436
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp
FAX 0294-21-7750